

	<b>号外</b> 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	No.2352 2015年 11月12日	今年のプラス改定 及び給与制度総合 的見直しは越年 へ！引き続き闘争 に各支部・分会か らの結集を！

## 2015確定闘争⑨ 11.11地公共闘総務部長交渉

# 賃金改定 越年へ！

**プラス改定 早期実施 給与制度の総合的見直し** 12月議会提案見送り・改定確実は確認！  
**実施を明言・2月議会へ交渉継続を確認**

岩手県地方公務員共闘会議（議長 砂金良昭岩教組委員長）は、11月11日、県人勧の取扱いを中心に、風早総務部長との交渉を行った。冒頭、11月2日人事課長交渉以降に集約された「知事あて大型ハガキ」（今回：805枚、6,124筆 累計978枚、7,176筆）を風早総務部長に手交し、私たちの切実な訴えを背景に、前進回答を求めた。



大型ハガキを風早総務部長（右）に手交する砂金議長（左）

**月例給・一時金の早期改定**については、「臨時国会が開かれない異例な状況を踏まえ、心苦しいが、12月議会での条例改正は見送らざるを得ない」とし、**年内改定を見送ることを明言した**。また、**2月議会での条例提案となる場合の差額支給**について質したところ、「**遡及して適用することとし、月例給・一時金とも差額分を支給する**」と回答し、**年を越すことで差額支給に支障が生じないように対応する**とした。



総務部長（右上）に回答を迫る地公共闘交渉団

**給与制度の総合的見直し**については、職員への影響は一定理解を示しつつも、「**勧告どおり実施する**」と明言し、この影響を踏まえて**勤務意欲向上に向け課題意識を持って取り組む**と回答した。賃金改定に関連し、「**給与制度の総合的見直しも12月議会での提案は見送らざるを得ない**」とし、**2月議会に向け引き続き交渉していくことを確認した**。

県地公共闘では、12月議会での改定実施を見送った県の判断に遺憾の意を表明するとともに、**給与制度の総合的見直しの導入姿勢を崩さない県の姿勢を問題視し、2月定例県議会での提案を見据え、越年で闘争を継続することを確認した**。

## 1 月俸給・一時金の改定

《地公共闘》前回の交渉で12月議会での提案が難しいとの回答だが、勧告内容は12月での改定を前提としているとも読み取れる。早期に実施すべきだ。

【総務部長】給与改定は県人勸の趣旨を尊重して対応することが基本だが、国では臨時国会等の給与改定の動きが無く、現状では当県でも12月議会への関係条例の提案は見送らざるを得ないと判断する。今回のような閣議決定が遅れ、臨時国会も開かれない異例な状況を踏まえ、心苦しいがやむを得ない判断であることを理解いただきたい。国の措置状況が明らかとなった段階で再度相談したい。

《地公共闘》条例案を2月議会に提案した場合、差額支給はどのように行うか。

【総務部長】2月議会提案の場合、今年の12月期末・勤勉手当は現行どおり支給する。2月議会で改正条例案が成立した際には、規定を遡及して適用し、期末・勤勉手当引上げ分を含め、差額支給する。《地公共闘》職員が不安に感じている点である。確実に遡及実施していただきたい。

## 2 「給与制度の総合的見直し」について

《地公共闘》高齢層職員を中心に多くの職員が給与削減となる。復興業務や、国体開催を控えた状態で、職員への影響を考えれば実施すべきでない。総務部長の見解を求める。

【総務部長】給与制度の総合的見直しによる職員への影響は否定できるものではない。一方、これまでも県人勸を尊重し取扱いを決定してきた経緯や、国、各都道府県で実施する方向にあること、県人勸通りの実施が県民理解を得ることにつながることから、勧告どおり実施することとしたい。これに伴う勤務意欲の問題は課題意識を持って、引き続き取り組む必要がある。

《地公共闘》賃金改定を来年に持ち越すのであれば、給与制度の総合的見直しの実施の判断も来年に持ち越すべきだ。

【総務部長】本年の給与改定が12月議会での提案を見送ることとしたことから、給与制度の総合的見直しも12月議会への提案を見送らざるを得ない。2月議会提案を目途に引き続き協議をする。

《地公共闘》現給保障対象者が多く見込まれるほか、現給保障期間（3年間）終了後に賃金削減となる方も多い。職員への多大な影響を検討のうえ、制度導入等を慎重に検討すべき。

## 3 高齢層職員の給与について

《地公共闘》これまで高齢層職員に対する給与については、本年4月から現給保障廃止など削減されるなど、全く改善されない。給与制度の総合的見直しにより、さらに削減の影響が大きい。勤務意欲維持のためにも改善策が必要だが、見解は。

【総務部長】これまで個々の職員の状況を勘案した勤務意欲確保策を講じているが、給与制度の総合的見直しを導入した場合の影響を踏まえ、こうした取り組みを継続していく必要がある。課題意識は持っており、引き続き何か工夫できないかという視点で検討を続ける。

《地公共闘》賃金が上がらない状況こそ問題であり、制度としての改定が必要だ。再検討すべき。

## 4 諸手当の改善について

《地公共闘》通勤・住居等で多額の自己負担が生じている。広い県土を持つ当県独自の事情を勘案し検討すべき。早期の負担解消に向け改善策を求める。

【総務部長】これまでも課題意識を持って取り組んできた。通勤手当は交通機関の運賃負担の状況やガソリン価格の動向等を踏まえ、引き続き今後の改定の必要性を検討していく。

---

地公共闘では、今回の交渉結果を踏まえて、来年の再交渉に向けた各組織の闘争体制維持について確認し、改めて「知事あて大型ハガキ」に取り組むことを確認した。再々度の取り組みとなりますが、各組合員のご協力をよろしく願います。